

【第43号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 270
不服2024-013040	楽楽精算	9	Z (拒絶)	【商標法3条1項6号】 第9類「電子計算機用プログラム」 他」

【査定要旨】
本願商標「楽楽精算」は、「たやすく精算ができる商品」ほどの商品の特徴を端的に表した語又は宣伝文句の一種を表すものとして理解、認識するにとどまり、自他商品の識別標識として認識し得ない。

(1)請求人は、第42類において同一商標の登録を有していると主張する。
しかし、当該商標の構成態様と指定商品の取引の実情等に基づいて、個別具体的に判断されるべきものである。

(2)請求人は、本願商標が使用された結果、自他商品識別力を獲得していると主張する。しかし、本願商標の文字のみが使用され識別性を獲得したと判断できず、本願の指定商品に使用しているとは認められないから、採用できない。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 103
不服2023-650061	TELEX	9	Y (登録)	【商標法3条1項3号, 4条1項16号】 Aviation headsets and parts thereof, including, microphone, . . . namely headsets, handsets, and microphone.

【査定要旨】 本願商標は、一種の通信手段(装置)程度を認識させるものであるが、指定商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえない。

(1)「TELEX」(teleprinter exchangeの略)は、加入電信。加入者はテレタイプを備え、電話と同様に隨時ダイヤルで相手を呼び出し、加入者相互間で電信により記録通信を行う方法。また、その装置。をいう。

(2)テレックスの通信網又はその装置は1930年代に確立し、2000年代前半頃まで商業通信手段として用いられた事実は見受けられるものの、日本において存在していた2種類のテレックス網は、既に2005年をもって終了している。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 47
不服2023-011834	PERVALENTINO	14	【類似】 Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 「時計」 valentino 

【審決要旨】 本願商標「PERVALENTINO」は、「VALENTINO」と類似する商標である。

(1)商標の構成部分の一部が商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えると認められる場合などは、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することが許されるべきである。

(2)「VALENTINO」等の商標は、本願商標の登録出願前、国際的に知られたデザイナーであるヴァレンティノ・ガラヴァーニ又はその創設会社のデザインに係る商品表示としてファッション分野の需要者の間に広く認識され、周知・著名であったし、審決時も同様である。

(2)本願商標中、「VALENTINO」の文字部分は、ヴァレンティノ・ガラヴァーニの周知・著名商標と同一であり、強く支配的な印象を与える部分であるから、この部分を抽出して類否判断することも許される。

(3)そうすると、引用商標「VALENTINO」とは、「ヴァレンティノ」の称呼及び「ヴァレンティノ・ガラヴァーニ又はその創設会社のデザインに係る商品に使用されるブランド」の観念を共通にする類似商標であり、指定商品も同一・類似するから、商標法4条1項11号に該当する。

(4)なお、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、同号に該当しないとしても、同項第15号に該当するから、これを登録することはできない。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 587
異議2024-900027		28	【非類似】 Y (登録)	【商標法4条1項11号】 EPOCH 

【審決要旨】(1)本願商標「KiDEPOCH」と「EPOCH」は、類似しない。

(2)申立人商標「EPOCH」の商品の販売実績並びに広告実績を客観的に把握できる証拠は何ら提出されておらず、申立人商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、需要者に広く認識されていたと認められない。

(3)本件商標中の「KiD」は「子供。若者。」を、「EPOCH」は「時代。時期。新紀元。」の意味を有するよく知られた英語であるから、構成全体として「子供の時代」などの観念が生じ、「キッドエポック」の称呼が生じるから、引用商標とは非類似商標である。